

平成28年度第1回幕別町学校給食センター運営委員会 会議録

日 時 平成28年7月11日（月） 午前11時～午前12時
場 所 幕別町幕別学校給食センター研修室
出席委員 委員長 宮村栄治、副委員長 猪俣宏亮
森浩嘉、早川るみ、谷内里美、久保輝美、山本美貴、塚本逸彦
佐瀬洋美、千葉美由紀、平松一海、阿部美由紀
欠席委員 大野忍
教育委員会 田村教育長、山岸教育部長
妹尾学校給食センター所長、楠業務係長、平井業務係長

〔委嘱状交付〕

教育部長 皆さんこんにちは、本日はお忙しい中、そして、暑い中、お集まり頂きありがとうございます。

今年度新しい委員での構成となりますことから、第1回目の会議に先立ちまして、委員の皆様方に委嘱状を交付させていただきます。これより各委員のお名前を私の方からお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

（教育長より委嘱状交付）

教育部長 札内北小学校教諭の大野委員から欠席の連絡をいただいております、また山本委員委につきましては遅参の連絡を受けていますのでご報告いたします。

〔開会〕

教育部長 それでは、ただ今より、平成28年度第1回幕別町学校給食センター運営委員会を開催いたします。

私、教育部長の山岸と申します。委員会の正副委員長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

〔あいさつ〕

教育部長 次第の1でございます。田村教育長より会議に先立ちましてご挨拶申し上げます。

田村教育長 皆様改めましておはようございます。

先ほど、司会の教育部長からお話しあったとおり本日蒸し暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。またこの部屋は調理する熱気が来るので、しばらくの間熱い思いをして頂くこととなりますが、よろしくお願いします。

ただ今委嘱状を交付させていただきました。委員の皆様には学校給食の充実に向けて活発なご議論をお願いしたいと思っております。ご承知のとおり学校給食につきましては児童生徒の心身の健全な発達のため、また食習慣の改善のために学校教育活動の一環として実施しているところであります。

幕別町の給食業務は古くなりますが、昭和42年に幕別豊頃学校給食センターとして、最初は豊頃町との共同運営でスタートしました。そして平成10年4月に今の幕別学校給食センターが開設されたところでございます。現在は忠類の給食センターと合わせ、へき地保育所の2歳のお子さんから中札内高等養護学校の18歳のお子さんまで幅広く給食を提供させていただいております。

当給食センターでは安全安心をモットーに地場産の野菜を使うように心がけており、後程説

明があろうとは思いますが一日約2,800食を作って提供しているところであります。栄養士が新しいメニューを工夫して子供たちからも美味しいと好評を得ているのかなと思っております。

また今年度から幕別給食センターの栄養士2名は栄養教諭となっております。それぞれ幕別小学校と幕別中学校に配属となっております。町内ではこれまで忠類小学校に栄養教諭が1名配置されていたところでございますので、合わせまして3名の栄養教諭が誕生したというところでございます。

これで今年度から町内全小中学校において食育教育を進める体制が、整ったというところでございます。

給食センターと学校との兼務ということになりますけども子供たちの健康な成長を願って食に関する指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては委員の皆様にご意見を承り、学校給食のさらなる向上にむけて一層の努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げまして一言、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

[委員並びに職員紹介]

教育部長 次に次第の2でございます。委員並びに職員の紹介をさせていただきます。委員さんにつきましては、自己紹介という形でさせていただきたいと思っております、初めに森先生からよろしくお願いいたします。

(名簿順に自己紹介)

教育部長 次に職員の紹介をさせていただきます。職員は私の方から紹介させていただきます。

(出席職員を紹介)

[幕別町学校給食センター運営委員の役割について]

教育部長 それでは次第の3に入りますが、会場大変会場熱くなっております、上着等脱いでかまいませんので、適時体温に合わせて会議に臨んで頂きたいと思っております。

次第の3運営委員の皆様には委嘱後、初めての運営委員会の会議でもありますので、委員の役割につきまして、妹尾学校給食センター所長から、説明をさせていただきます。

妹尾所長 それではお手元の議案の後ろに資料1ということでセンター条例と条例の施行規則というのを付けてあります。条例と規則というのが基本となりますので、その中の条文をかいつまんで説明させて頂くことによって、皆様方の仕事の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

1 ページ目の中で設置につきましては、先ほどこの場所が幕別学校給食センターということで説明いたしましたけれども、忠類の市街地にも給食センターがございまして幕別町は二か所のセンターを運営しております。

その二か所の運営に関しまして必要なことを審議するために運営委員会を設置することを第4条におきまして規程しています。運営委員会につきましては教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について審議し調査検討するものとされております。

委員は15人以内として教育長が委嘱することとされています、運営委員会は運営に関する重要事項たとえば、献立をどのように立てて行くだとか、それから栄養価については国の基準に基づいてやっているわけですけど、それに対して今の方針でいいのか悪いのかでありますとか、たとえば給食費について一定のルールに基づいて算定してはいるのですが、上げなければならない時に皆様方にご意見を頂くこととか、普段の運営についてそれぞれこういう風に変えていったら良いんじゃないかというようなご意見を頂きながら、より良い給食を出していけるようにすることが皆様方運営委員の仕事としてやって頂きたいこととござい

す。

1 ページめくって頂きまして、規則でございますがこの中には、給食の対象校が規程されております。ここにありますように幼稚園から高等養護学校の幕別分校までということで、幼児から高校生までになります。

第6条になりますが運営委員会は衛生管理に関することと献立作成に関すること物資選定に関することその他運営に関することを審議すると規程されております。そういうことを皆様方に審議して頂くことになります。

人数については15人以内となっておりますが、7条にありますとおり、学校の代表者・父母の代表者・教育委員会が必要と認めた方のほか公募による方で委員会を構成することとなっております。

委員の任期については2年とさせて頂いております。

第8条の中で委員長と副委員長は委員の互選で選任されていくことが規程されております。

会議につきましては教育長が招集し、例年1回から2回の開催の中で必要事項を審議して頂いております。

あと通例でございますが初回の会議の時に給食の試食をして頂いております。先生方は毎日食べておられると思いますがご父兄の方たちにはその機会が少ないということで準備しております。本日も準備をしておりますのでよろしくお願いいたします。

非常に簡単ではございましたが運営委員会の皆様のお仕事と審議内容について説明させていただきました。

教育部長 ただ今、ご説明申し上げましたけれども、何か質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

[委員長及び副委員長の互選について]

教育部長 つづきまして次第の4、「委員長及び副委員長の互選について」でございます、委員長、副委員長の互選につきましては、先ほど説明申し上げました幕別町学校給食センター条例施行規則第8条によりまして、委員の皆様の互選により選出することになっております。

正副委員長の選出につきまして、どのような方法で選出したらよいか、皆様にお諮りいたします。

森委員 なかなか初めての顔合わせでもありますので、指名によって推薦してはいかがでしょうか。

教育部長 ただ今、指名でというご発言がありました。そのような方法でよろしいでしょうか？

(「意義なし」の声)

教育部長 それでは、指名推薦の方法で選出させていただきたいと思います。

それでは、どなたかをご推薦いただきたいと思います。

森委員 差し出がましく思いますけれども、委員長に宮村校長先生、副委員長に猪俣校長先生でお願いできないでしょうか？

教育部長 ただ今、森委員から、委員長に宮村校長先生を、副委員長に猪俣校長先生というお話がございました、これでよろしいでしょうか？

(「意義なし」の声)

教育部長 それでは、皆様方のご承認がありましたので、委員長に宮村校長先生、副委員長に猪俣校長先生ということで決定したいと思います。

この後は、宮村委員長さんに議事の進行をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

[幕別町学校給食センターの運営状況について]

宮村委員長 それでは、議事の5番目「幕別町学校給食センターの運営状況について」説明を

お願いします。

妹尾所長　それでは運営状況について議案の2ページになります。順番にご説明させていただきますと思います。

まず(1)「食育の推進について」の①「栄養教諭の配置」ということでございます。先ほどの教育長のご挨拶にもありましたが、栄養教諭の配置についての部分であります。

そこに書いてありますとおり文部科学省が平成17年度に食育の推進に中核的な役割を持つ「栄養教諭」制度を創設したところから始まっております。

幕別町では平成25年度に忠類小学校に栄養教諭を配置し忠類地域の小学校の食育教育の推進に努めたところであります。合わせまして忠類地域と南幕別地域の小中にも年数回伺わせて頂いて、食育指導を忠類小学校所属の栄養教諭がしていたところでございます。

今年度幕別小学校と幕別中学校にも栄養教諭を配置して町内全ての小中学校において食育授業を展開できる体制を整えたところであります。

関連した資料と致しまして3ページ目でございますが十勝管内の栄養教諭の配置状況という表を載せています。これを見ていただければわかりますとおり現在十勝管内の町村で栄養教諭を配置していないというのは、鹿追町さんだけで他の町村につきましては平成17年度制度創設から順次ということでございますけれども、ほとんどの町村で栄養教諭が配置されているという状況になっているところでございます。

幕別町におきましても今年度から幕別地域の小中学校にも食育の体制が整ったということでもあります。所属といたしましては幕別小学校と幕別中学校ということでございますが、その学校だけではなくて他の学校についても同様な頻度で行けるように連携を取りながら食育授業を進めていくという予定でいるところでございます。

次に②「地産地消及び食育の推進に関する協定」でございます。

平成20年に町内3農協と、この協定を結びましたが地産地消を進めるためには、学校給食で利用して頂くことが一番手短で早いということで、農協は地場農産物をできる限り安価かつ通年で供給し、幕別町は地場産物を食育に活用して行くというのが協定の内容でございます。

ジャガイモにつきまして低温倉庫に保管して年間を通して食べられるようにして頂いています。

それ以外の農産物につきましてもセンターが発注するときに極力町内のものを仕入れて頂くように納入業者をお願いしています。

玉ねぎは、ほぼ全量幕別産を使用しておりますし、それ以外につきましてもレタスですとか、いろんな野菜類が幕別町で生産されておりますので、納入業者の方が帯広の市場で仕入れる際に幕別産を仕入れて頂くようお願いしているところでございます。

次に③「町内小学校における食育推進事業」ということで、ここにありまして、札内南小・幕小・札内北小・白人小の生徒さんを対象に町内の農業生産者が講師となり、具体的にはJA札内の組合員さんですとかJA幕別の組合員さん方が講師になって、直接学校に来て頂いて生産者の視点で安全でおいしい食材について説明して頂くとか、生徒が畑に出向いて体験して貰う授業を展開して頂いています。4・5年生を対象に授業を受けて頂いています。

次に(2)学校給食のアレルギー対策についてです。

食物アレルギーの在る人数でございます。資料にはアレルギーのある生徒数について平成26年度と記入してありますが平成28年度当初に各学校にアンケートを配布して調査して頂き、食物アレルギーがあると回答した方の人数が221人だったということであります。軽微な症状しか現れない人も含めて221人ということでした。

学校給食における食物アレルギーに対する対策といたしましては、3つの段階がございます。

1番目はまずはアレルギーの対象に成り得る食材が給食に含まれているかいないかの情報を提供することです。献立をただただではどのような食材が使われているか分からないので、加工食品の材料まで含めて、牛乳や果実などのアレルギーに成り得る食材の使用情報についてお知らせして、アレルギーのある人が誤ってその献立を食べないようにすることです。

2番目はアレルギーのある方に対して対象となる食材を除いた除去食の提供です。

3番目として対象の食材を除くだけではなく代わりの食材を入れた代替え食の提供です。

そのような3つの対策があるのですが、その一環として牛乳アレルギーの対策として豆乳の

提供を行っています。

代替え食を出せるのは幕別町では牛乳アレルギーですが、対象者に診断書を添えて申請していただいて、豆乳を提供しており現在対象者は4名です。

献立に含まれるアレルギー物質の情報を提供することにより、当該給食が食べられなくて弁当を持参する事のある人は8人ほどいらっしゃいます。

食物アレルギーの対応策として他の町村では除去食ですとか、代替え食という対策が進んでいる現状ではございますが、その対策には、誤ってアレルギー食材が混入する事の無いように給食を作る部屋を別にするとか、配食までに混ざらないように別容器に入れて運ぶ等の対策が必要であります。しかし現在の施設はそのような設計になっていませんし、改修も難しい状態です。ただちに、除去食や代替え食を提供することはできない状況にあります。

そのようなことから対策の一番目であります。アレルギー物質がどの献立に含まれているかの情報提供に力をいれているところであります。

(3)「学校給食の栄養価について」であります。

栄養価につきましてはエネルギー量として学校給食法の第8条で児童生徒に必要な栄養量その他が定められております。

これに合わせて献立の充実に努めているところでございますが、基準は、小学校は1・2年、3・4年、5・6年の3区分、そして中学校1区分という様に分かれています。幕別町では、小学校と中学校という二つに分けて設定させていただいています。

学校給食法では小学校では530から750キロカロリーが必要とされていますが、平成27年度の実績として幕別695、忠類で687キロカロリーを提供しています。中学校では基準で820キロカロリー必要とされているところに対しまして幕別838、忠類で845キロカロリーを提供したということでございます。

栄養価はカロリーだけではございませんので、蛋白質でありますとか脂質や塩分などの量を知ることが大切であります。それらの情報は給食便りでその月の平均値をお知らせしているところでございます。

塩分量は多い方が食べて頂く量が多くなったりするのですが、健康の面からすると薄味になれて頂きたいことから、薄味にしているところでございます。

洋食系の献立と和食系の献立を比べると洋食系の方が食べて頂けるということがあるのですが、食育を担う給食ですので和食系のものにも献立に取り入れるようにしています。

楽しみながら食べて頂くことを目指しながら工夫しているところでございます。

続いて(4)「給食センターの概要」でございます。

幕別町には幕別と忠類の2つのセンターがございます。資料にはそれぞれの開設年度が書いてありますが、処理能力は幕別が一日3,000食、忠類側が一日300食ということでございます。

調理内容につきましては、米飯を調理するほかに副食として揚げ物、炒めもの、汁物等を作っているところであり幕別と忠類は同様であります。

調理食数につきましてはそれぞれ平成28年度当初として幕別が2,799食、忠類が242食の調理をしているところでございます。

配送方式の欄ですが、給食の提供方式としては、全国的に見れば各学校に給食調理室があるという自校方式が多いです。

十勝管内でいえば音更町さんが自校方式で給食を提供していますが、他の町村はセンターで作ったものをトラックなどで運ぶというセンター方式で給食を提供しています。北海道や十勝では圧倒的にセンター方式が多くなっています。

配送につきまして、幕別は配送車4台で4つのコースを順次振り分けて運んでいるところでございます。忠類につきましては配送校が小中各1校と保育所2つで合わせて4か所でございますので、1台の配送車で配っています。

職員数の部分でございます。幕別につきましては調理員さんが19名で嘱託6名パート13名所属していますが、そのうちの16人前後で調理にあたっています。忠類につきましてはパートが5人いますがそのうち1人が休んで4人の調理員で給食を作っているということでもあります。

配送につきましては幕別4名、忠類1名が業務を行っていますが、委託業者に雇用された方

が業務を行っています。

主食の献立でございます。主食の区分はご飯か、麺類か、パンということで、幕別は月・水・木がご飯、火曜日に麺類ということで、うどん・ラーメン・パスタ等を提供し、金曜日はパンの日としています。

忠類はパンの日が木曜日でそれ以外は幕別と同様でございます。

それから調理場方式としてドライシステムと書いてありますが、調理場を見て頂ければわかるのですが、昔の給食センターはウェットシステム方式といって床がコンクリートで長靴を履いて作業し清掃はホースで水を流して行うという調理場が多くて幕別・豊頃の共同で行っていた時代もそうでしたが、衛生面では問題が多い方式でした。

ドライシステム方式は床が乾いた状態で作業するというので、衛生面で優れています。作業中は水なども落ちないようにしています。最終的に清掃するときに濡れたモップなどで拭いたりする以外は濡らさないようにしています。

衛生上の問題が起きないように、水撥ね等による汚染が無いようにするとか、食材等を扱う時には60センチ以上の台の上で作業するとか、汁物等を入れるときに食缶を直接床に置かずに、高い台に置いて入れるというようなことをしています。

運営状況の説明につきましては以上でございます。

宮村委員長 はいありがとうございました。ただ今給食センターの運営状況等について細かく説明がありましたけれど、皆さんから何かご意見質問等があればお願いします。

実際きちんと話を聞きますと色々よくわかるかなと思いますけれどもどうでしょうか？

森委員 一点教えてください。(1)食育に関わる③なんですけれど、これは給食センターの運営業務なのですか？

妹尾所長 これは教育委員会の業務といった方がいいかと思います。この部分につきましては給食センターということではなく、幕別町の教育行政の中で行っていることのご紹介でございます。

事業を、主体的にやっているのは学校さんと農協さんでございますがその間に立って学校教育課が主管して行っています。食育に関連があるので事業内容を説明させていただいたということでございます。

森教頭 わかりました。

塚本委員 食物アレルギー対策の内容については記載されていますが食品添加物についてはどのようなになっていますか？

妹尾所長 食品添加物でございますが、幕別のセンターでは給食を作る時にハンバーグ等を挽き肉や玉ねぎなどを使って一から作ることは時間の関係から出来ません。約3,000食を作るわけですか、どうしても出来合いの物をフライにするなり温めるなりして、冷凍食品を主として用いるしかないのが現状です。

冷凍食品には何らかの食品添加物が使用されている場合が多いのですが、食材を選択するにあたって食品添加物が出来るだけ入っていない物を選定させて頂いています。ゼロとはいかないのですが少ないものを使わせて頂いています。

価格も考慮しなければならないのですが、価格を第一にするのではなく、食品添加物が少なく安全性の高い食材を選定するようにしています。

学校給食用として色々なメーカーさんから提案のある中から選ぶのですが、その食材の中に肉が入っているのか調味料は何がとか添加物はどんなものが入っているかだとかの細かい情報をもらいながら選定しています。

加工食品としては出来るだけアレルギー物質の入っていないものを選定しています。すべて抜くのは無理ですが、アレルギー物質が少なく同時に添加物の少ないものを選定しています。

最近では卵を使っていないマヨネーズ等も発売されていますので、そういった物を使い且つ味を保ちながら給食を提供しているところです。

宮村委員長 アレルギーに対しては命に関わる事ですから給食センターも神経を尖らせているというところですが、そこに関わることは何かございませんか？

塚本委員 学校等にはアナフィラキシーショックに対するエピペンとかが有る様ですが、そう

いった対策とかは何かありますか？

妹尾所長 それは直接学校が常備するではなくて、アナフィラキシー等のある方につきましては生徒さん個人がカバン等に持っていると思います。生徒さんが持っているだけでなく、研修等で先生方もどういう時にそれを打っていいのか、どういう時に打つ必要が無いのかについて知っていらっしゃるようです。

打った事によって更に悪化するということが無いので迷わず打つようにするという事を含めて、各学校現場に於いてそういう方々に対しての情報をそれぞれ個別に保護者の方と面談しながら情報を収集して頂いています。

このことに関しましては、町内全体で教育委員会として食物アレルギーの事故が起きないようにするための方策、及び起きた時に対する方策につきましても指針なりを作っていかなければならない状況になっていますので、それらの内容につきましても検討しながら学校さんと協議して統一した形を作り上げていきたいと考えています。

森委員 各学校で毎年4月当初に個人のその辺の細かな情報をカルテみたいな環境調査ということで一人ひとり集めてセンターも協力しながらやっていく方向です。

塚本委員 小学生で低学年なんかは自分で打つなんて言う判断が難しいので学校で適切に対処できる体制をとって頂きたいと思います。

[学校給食費について]

宮村委員長 そのほかございますか？なければ6番目学校給食費についてお願いします。

妹尾所長 まず学校給食費にかかる経費負担についてで、ございます。

学校給食は学校給食法の規定により施設の維持管理費や職員の人件費を公費で賄い、給食材料費相当は保護者の負担により運営しています。基本的には食材に係る部分の経費を食べて頂く方の給食費で賄いますので、皆様方から集めた給食費が食材費相当になっているということです。

そういうような形で料金を決めさせて頂いていますので、食材費等が高騰していくとその高騰した分は保護者の皆様にご負担いただかなければいけないという仕組みになっているということです。

それ以外の人件費の高騰ですとか電気代が高騰していますとか、いろんな維持するための経費の高騰は町費で手当てするということでございます。

2番目の地場産食材の公費負担ということでございますが、この分につきましては先ほども各農協さんとの協定の部分で説明しましたが町内の食材をなるべく食べて頂く地産地消するということを目指していますが、ジャガイモ等安く買える物もありますが、逆に高い時期であっても買わなければいけない等の事がありますのでそういったような地場産の食材を食べるための費用について一部分は公費で負担しようというものです。

1食あたり幕別町から8円負担しているということでございます。そうすると約200食を年間提供していますので、給食費の中で児童生徒一人当たり1,600円分につきましては幕別町が負担させて頂いているところでございます。

続きまして学校給食費の改定状況でございます。

ここにつきましては直近の改定状況について表示させて頂いております。平成26年の4月、消費税が5%から8%に上がった時に相当するのですが、その時に消費税部分と食材が上がっていたことがございまして、6円から7円とか2%ちょっと上げさせて頂いております。その前につきましては平成21年の4月でしたけれどこの時は少し引き上げ額が多かったのですけれど二割近く引き上げをさせて頂いているところです。

これは幕別地区ですが忠類地区も同様に平成26年4月と平成21年4月に値上げさせて頂いているところでございます。

そのあと二年経過しているわけですが、消費税の再引き上げ等が有れば引き上げなければいけなかったのですが、今のところで消費税そのものはあげない方向の情勢ですし、上げたとしても食材費に絡むところは上げないでといったようなところで動いているところでございます。

しかし、残念ながらそのほかのものが経済活性化という動きのなかで、賃金は上がるけれども物価も上がると仕組みの中でいろいろ来ているものですから食材費そのものが上昇するなど、非常に苦しい状況に来ております。

一応決められた食材費の中でやりくりしようとはするのですが、そうするとカロリーが保てないですとか、クリスマスの日や七夕の日にデザートもつけられないといったようなことになりかねません、極力従来出していた内容に近い給食を出せるように頑張っているのですが、非常に苦しい状況にあるものですからそのことにつきまして、何か判断を求めなければいけないことも近々来るかもしれないという状況でございます。

関連して8ページに主食等の価格の推移ということで載せさせて頂いております、この部分につきましては直近5年間の中でどれぐらいの値上げがあるんだということで出させて頂いております、たとえばお米につきましては平成23年から27年にかけて13円上がっているとかです。

お米につきましてはかなり年度ごとの作況によって影響を受けているものですから平成25年に327円だったものが昨年は283円だったりしてということでかなり増減のはげしい食材ですので差額が13円とはなっていますけれど、これは年度ごとに大きく変わっているものです。

続いて基準パンの値段については、小麦の価格でございます。これについても若干の変動があるところです。

牛乳につきましては実際にスーパー等で買えば60円～70円すると思うのですが学校給食で使うということで、北海道でも若干の補助をつけたものを出していただいているところであり、平成27年には43円90銭になったということで一割程度値上がりしています、この辺は乳価を生産者に還元するということもあるため一概に高いということは出来ないかもしれませんが、そのような状況にあるということでございます。

それ以外の食品については資料に載せていませんが、たとえば加工食品の中の冷凍食品系の物につきましては、今まで50円だった物が55円60円というような値上げが昨年から今年にかけて起こっていて大変厳しい状況になってきています。

続きまして学校給食費の収納状況について説明させていただきます。ここにつきましては最近3年間の調定・収入・未納というように表に書かせていただきました。

給食費は幕別地区で一食当たり小学校で234円中学校で284円ということですが、給食費は実際に食べた額をお支払い頂いていて事前に休むことがわかっていた時等には頂いていませんので、一人ひとり金額が変わってきます。

年間に頂く金額を11回に分けて払って頂いており、最初のうちは毎月18食分を払ってもらって最後の月に休んだ分等を清算して払っていただいています。これらすべてを合計したものが皆さんに払って頂く金額、調定額という事になります。

平成27年度の調定額は138,578,246円でございます、それに対しまして、収入済額が135,226,866円ということで、残念ながら昨年の中で2,346,380円が年度内にお支払いいただけなくて残っていたもので、過年度分としてお支払いくださいとお願いしている状況にあるということです。

現年度の収納率は97.59%だったということで逆に言うと2.4%ほどがまだお支払い頂いていないということです。現年分の収納率の推移が25年度の97.01、26年度の97.13、27年度の99.59%だったという表でございます。

そのほかに過年分と書いている部分につきましては平成27年度でいうと3,346,380円が年度内に払っていただけなくて残ったものという事ですが、それらが積みあがって過去の未納分となっているということでございます。

そして平成27年度につきましては全体の収納率が86.10%だったということでございます。

滞納者数につきましては、平成27年度に現年分を未納した方が87世帯だったということでございます。

徴収のお願いの方法ですがまず、毎月納期が終わって2週間以内にまだ入っていない方につきましては督促状をそれぞれお送りさせていただきます。

督促状には以前の未納分も合わせてお知らせしています。それから文書だけではなくお電話を差し上げるなどしています。他に毎月取りに来てもらえれば払えるのだけというような方

もいらっしゃるものですから、そういう方につきましては税務課とか水道課にいる徴収担当者と協力しながら集めさせていただいています。

督促状だけではなかなか払っていただけないものですから、時期を決めて支払いについて相談に来てください、来ていただければ法的手段をとることになりますというような内容の文書を送るなどしています。呼び出しするのは6月・10月・1月の3回ぐらいで、給食センターのほか役場ですとか札内支所ですとか来て下さい、そして昼間来られない方には夜8時まで相談しているので来て下さいというようにお願いしています。

そのほか給食便りにきちんと毎月払って下さいというようなことを、毎回ではないのですが載せるなどしています。以上のような徴収の啓発をさせていただいています。

それから一番いいのはみなさんに口座振替納入にさせていただいて、毎月口座から振替させて頂くことなので、年度の初めに啓発の文書を配布しています。

口座振替納入の状況は表にあるとおりです。

賦課件数（就学援助以外）と書いてありますけれども、年間の収入等が基準以下であって生活の苦しい世帯の方は申請によって学用品ですとか就学に必要なものを援助されるという制度があります。就学援助の対象になると給食費も公費で賄われることから給食費を直接払う世帯は平成28年度には2,333件であり、その中で1,772件が口座振替の手続きを頂いていて、その割合は80.8%だったという事です。

学校給食費については以上でございます。

宮村委員長　学校給食費について未納や滞納について数字が出ていますが合わせてみなさん何か在りますか？

（「なし」の声）

これで本日の議題は終了いたしますがこれ以外に何か在りますか？

妹尾所長　センターの方からは特にございません

宮村委員長　以上をもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。

本日は、お疲れさまでございました。